

## 第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

### 1 地域で子どもを育む環境づくり

#### 現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て力は低下していると言われており、企業、NPO法人、地域住民等が一体となって、地域社会全体で子育てを支援していく体制づくりが求められています。

このため、地域住民の子育てへの理解と関心を高め、それぞれができることを担う社会づくりを進めるとともに、子育て中の親の孤立化を防ぎ、不安感や負担感を軽減するために、地域における子育て家庭への支援体制の充実に向けて、様々な取組みを進めていくことが必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。
- 県下の幼稚園・保育所から高等学校までの保護者から、アンケート等で寄せられた家庭教育や子育てについての悩みに対して、アドバイスの形としてホームページに掲載します。

##### (2) 身近な場所での子育て相談体制の充実

- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談にあたります。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
- 児童相談所が、児童相談の窓口である市町に対し、必要な助言・技術援助を行うとともに、専門的知識及び技術を必要とする事例への対応を行います。
- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細やかな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。

### (3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの充実を図ります。
- シルバー人材センターに登録されている高齢者等による乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する学習・生活指導等の支援活動を促進します。
- NPO法人との協働等により、子育て情報サイトの一層の充実を図り、地域における様々な子育て支援サービス情報を提供します。
- 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。【再掲】

目標指標	基準値	目標値	担当
1.2 家庭教育に関する講座・学習会の開催回数	13回 (H21)	30回 (H26)	生涯学習課
1.3 「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	51企業 (H21)	100企業 (H26)	生涯学習課
1.4 ファミリー・サポート・センターの設置か所数	《7か所》 <1か所> (H21)	《10か所》 <1か所> (H26)	労政雇用課
1.5 地域子育て支援拠点施設設置か所数	《43か所》 <23か所> (H21)	《61か所》 <29か所> (H26)	子育て支援課
1.6 子育て情報サイトへのアクセス件数	31,842件 (H21)	40,000件 (H26)	子育て支援課

《 》内は、松山市を除く値。< >内は、松山市のみの値。

#### 【えひめ子育て支援サイト「のびのび.com」】

## 2 幼児教育・保育サービス等の充実

### 現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期ですが、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、平成18年度に制度化された認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。

一方、小学校就学後においては、「小一（6歳）の壁」と言われるように、放課後の児童の居場所や安全の確保等が課題となっています。

このため、乳幼児期においては、それぞれの施設で幼児教育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図るとともに、就学後においては、放課後児童対策の充実を図っていくことが必要です。

### 具体的な施策

#### （1）幼児教育の充実・強化

- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。

#### （2）教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 公私立幼稚園と保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

#### （3）幼児の小学校への円滑な接続

- 幼稚園や保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小関連教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

#### （4）教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供

- 認定こども園の設置を促進します。
- 認定こども園の窓口を一本化し、一元的な対応に努めます。
- 関係機関の連携を強化し、認定こども園に関する事務手続きの簡素化に努めます。

#### （5）多様な保育サービスの充実

- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることを、あらゆる機会を通じて啓発したうえで、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れニーズに適切に応えていきます。
- 延長保育や病後児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を促進します。
- 1か所で延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育所の整備について、働き掛けます。

- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 自己評価・第三者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。

### (6) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

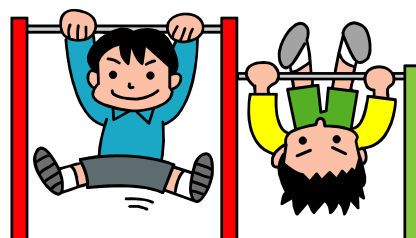
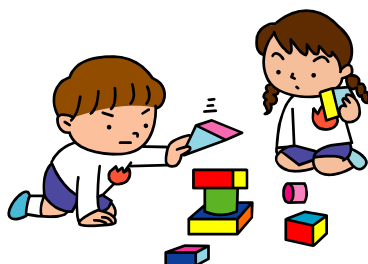
- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設指導監督基準に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保に努めます。

### (7) 放課後児童対策の充実

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障害児の受入れを促進します。
- 適切な生活環境や放課後児童指導員の研修体制の整備等に努めます。

目標指標	基準値	目標値	担当
17 学校関係者評価の実施園数(公立)	51園 (H20)	全園(77園) (H26)	義務教育課
18 幼稚園における預かり保育実施園数(私立)	95園 (H21)	100園 (H26)	私学文書課
19 通常保育の定員数	《18,407人》 <5,675人>(H21)	《18,193人》 <6,115人>(H26)	子育て支援課
20 延長保育の設置か所数	《77か所》 <55か所>(H21)	《88か所》 <61か所>(H26)	子育て支援課
21 一時預かりの設置か所数	《42か所》 <30か所>(H21)	《54か所》 <36か所>(H26)	子育て支援課
22 特定保育の設置か所数	《1か所》 <28か所>(H21)	《4か所》 <34か所>(H26)	子育て支援課
23 休日保育の設置か所数	《3か所》 <10か所>(H21)	《7か所》 <13か所>(H26)	子育て支援課
24 夜間保育の設置か所数	《0か所》 <1か所>(H21)	《1か所》 <2か所>(H26)	子育て支援課
25 病児・病後児保育の設置か所数	《7か所》 <2か所>(H21)	《9か所》 <3か所>(H26)	子育て支援課
26 認定こども園の認定数	8園 (H21)	増加 (H26)	子育て支援課
27 子育て短期支援(ショートステイ)	《6か所》 <6か所>(H21)	《7か所》 <6か所>(H26)	子育て支援課
28 子育て短期支援(トワイライトステイ)	《1か所》 <6か所>(H21)	《2か所》 <6か所>(H26)	子育て支援課
29 放課後児童クラブ設置数	《134か所》 <45か所>(H21)	《184か所》 <72か所>(H26)	子育て支援課

《 》内は、松山市を除く値。< >内は、松山市のみの値。





### 3 安心できる小児医療体制の整備

#### 現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾患対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- 県立病院において、各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。

##### (2) 小児科医師の確保

- 小児医療への適切な評価や小児科医師の適正な配置等を、国等に働き掛けます。

##### (3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 乳幼児医療費の助成に努めます。

##### (4) 疾病の予防

- 小児科を標榜する病院との連携により、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や予防接種の専門的な相談指導を推進します。

##### (5) 小児慢性特定疾患児及びその家族の支援

- 小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患について医療費を助成します。
- 慢性疾患児家族宿泊施設「ファミリーハウスあい」の運営により、慢性疾患児及びその家族を支援します。

目標指標	基準値	目標値	担当
3.0 小児救急輪番制の実施地域数	2 地域 (H21)	2 地域 (H26)	医療対策課
3.1 小児救急医療電話相談の実施日数	毎日 (H21)	毎日 (H26)	医療対策課